

住宅課からのお知らせ

問い合わせ 住宅課 ☎38-2721

マンション共有部分のバリアフリー化工事に対する助成

入居者の高齢化等に備えて実施する分譲マンション共用部分のバリアフリー化工事の費用を一部助成します。

■申請者 1棟につき21戸以上の分譲の共同住宅(平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で51戸以上のものおよび平成14年10月1日以降に建築された共同住宅で21戸以上のものを除く。)の管理組合

■対象工事 廊下・階段などの段差の解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、通路や開口部の拡幅、エレベーターの設置等のバリアフリー化工事※すでに工事に着手している場合は、助成の対象外となる場合があります。

■助成限度額 33万3,000円(助成対象額上限100万円につき1/3の助成)

■受付期間 4月1日～11月30日まで(ただし、予算の関係上年度途中で締め切る場合がありますのでご注意ください)

■申請方法 申請を希望される場合は、上記までご相談ください。



マンション管理士・一級建築士等による住まいの相談

■内容 分譲マンションでの理事会運営・管理規約の見直し・大規模修繕計画の策定についてなど ■相談方法 ①市役所での面談(毎月第1水曜日の午前9時30分～10時20分/10時30分～11時20分)※第1水曜日が閉庁日の場合は、翌週の水曜日②管理組合への出張講座③メール相談(市ホームページ「芦屋市住宅相談窓口」から)など※①②は要予約。詳細については、上記へお問い合わせください。

住宅改造費助成事業の対象が広がりました

4月1日から住宅改造費助成事業一般型の申請受付を開始します

従来では介護保険の要支援・要介護認定を受けたかたのいる世帯が対象でしたが、今年度から対象が広がっています。

■対象事業 高齢者に配慮した既存住宅のバリアフリー改造(段差解消・手すり設置等)で対象工事箇所のうち3カ所以上の改造および指定する必須工事の実施が必要

■対象世帯 60歳以上の高齢者のいる世帯で生計中心者が①または②の場合①給与取入金額が800万円以下の世帯②給与取入以外の場合は所得金額が600万円以下の世帯

■助成対象額・助成額 助成対象工事費の1/3・助成対象工事費限度額は100万円(助成額は33万3,000円が上限となります)

■申請期間 4月1日～平成28年3月31日※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

■申請方法 所定の申請用紙および添付書類を下記に持参してください。

※申請用紙はホームページよりダウンロードできます。

※郵送での受け付けは行っていません。

※必ず工事着工前に申請をしてください。

(工事着工後は受け付けできません)

問い合わせ 高齢福祉課 ☎38-2044

「平成27年度水質検査計画」を策定しました

水質検査計画の適正化や透明性を確保するため、水源の特性など本市の地域性を踏まえ、検査の地点・項目・頻度とその理由などを明記した「平成27年度水質検査計画」を策定しましたので公表します。※市ホームページに掲載するほか、水道工務課で公表・配布します。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2769

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【4月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事業者」へ

●平日の昼間は下記へおたずねください。

店名	TEL	当番日
原田商会	22-0706	1、7、13、19、25
(株)大阪工業	22-4446	2、15、21、27
西園設備工業所	22-6900	3、9、22、28
前忠工業(株)	31-8548	4、10、16、29
(資)神明商会	22-3565	5、11、17、23
中央水道工務所	22-3552	6、12、18、24、30
越智商会	22-3708	8、14、20、26

●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。

●夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

4月から生活困窮者の支援制度が始まります 福祉センター「総合相談窓口」の機能を充実

4月1日より「生活困窮者自立支援制度」が始まります。お困りごとを抱えておられるかた、ご家族やご近所のかたでお困りのかたがおられましたら、下記相談窓口までご連絡ください。
■時間 午前9時～午後5時30分(土・日・祝日、年末年始を除く) ■会場 「総合相談窓口」保健福祉センター1階(呉川町14-9) ■内容 暮らし・お金・仕事・住まい等、生活に関するお困りごとについて、来所・電話・メール・訪問(相談は無料、秘密は厳守します)による相談に応じます。 ■申し込み 社会福祉協議会(☎31-0681/☎32-7529/✉kurashi@ashiya-shakyo.com)※本事業は市が社会福祉協議会に委託して実施します。

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040/☎38-2160

固定資産税に係る縦覧

平成27年度の固定資産税に係る縦覧を次のとおり行います。

■期間 4月1日～30日まで(平日・執務時間内) ■時間 午前9時～午後5時30分 ■場所 課税課南相談室(市役所南館1階) ■縦覧できる人 原則として固定資産税の納税者またはその代理人 ■持参するもの 本人確認のため、前年度の納税通知書・運転免許証・健康保険証等をご持参ください。代理人のかたは委任状も必要です。

問い合わせ 課税課固定資産税係 ☎38-2017

固定資産税台帳に新たに登録された価格に関する審査の申し出

固定資産税台帳に新たに登録された価格に不服がある場合は、4月1日(水)から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間、文書により芦屋市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問い合わせ 固定資産評価審査委員会 ☎38-2102

不動産公売のお知らせ

市税の滞納により差し押さえた不動産を、インターネット公売「期間せり売り」の方法で3筆一括で公売します。入札は、入札等を制限されているかた(国税徴収法第92条・第108条に該当するかた)以外であれば、どなたでもご参加いただけます。

【公売物件】(土地) ■所在:兵庫県淡路市岩屋

■地番:285番74/地目:宅地/地積:97.93㎡ ■地番:285番75/地目:宅地/地積:99.35㎡

■地番:285番76/地目:宅地/地積:97.23㎡

【公売日程】

■申し込み 4月10日午後1時～27日午後11時まで ■入札 5月8日午後1時～10日午後11時まで ■会場 ヤフー株式会社提供のインターネット公売システム上※公売物件等の詳細は、公売広報・市ホームページを参照してください。

問い合わせ 債権管理課収税係 ☎38-2014

狂犬病予防注射と犬の新規登録

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

■狂犬病予防注射(集合注射)

日程	実施場所	実施時間
6日(月)	山手夢保育園前	午後1時10分～1時40分
	山麓公園	午後2時～2時30分
	奥池集会所前	午後2時50分～3時20分
7日(火)	津知公園	午後1時10分～1時40分
	呉川公園	午後2時～2時30分
	打出集会所前	午後2時50分～3時20分
8日(水)	岩園保育所前	午後1時10分～1時40分
	東芦屋公園	午後2時～2時30分
	大樹公園	午後2時50分～3時20分
9日(木)	中央公園	午後1時10分～2時
	親水中央公園	午後2時20分～3時20分

※今年度を巡回しているため予定時間で終了します。余裕をもってお越しください。

■手数料(1頭につき)

区分	登録済みの犬	新規登録する犬
予防注射料金	2,850円	2,850円
犬の登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
合計	3,400円	6,400円

※今年度より阪神開業獣医師会の決定により、注射料金が変更になりました

【注意事項】

◆「狂犬病予防注射の案内通知」(本市で登録された犬の飼い主に送付済み)を、必ずご持参ください。案内通知がない場合は、当日会場が必要事項を記入していただきますので、接種の順番が前後することがあります。

◆注射の前には、必ず犬の健康状態を確認してください。

◆以前に、予防注射でアレルギーやけいれん発作を起こしたことがある犬・老犬(10歳以上)・妊娠犬・攻撃性のある犬などは、事前に動物病院にご相談ください。

◆予防接種を安全に行うため、飼い犬が暴れてもしっかりコントロールできるかたが付き添い、首輪が抜けないようにしてお越しください。(獣医師・会場事務員が犬をお預かりすることはできません。)

◆会場でふんを捨てた場合は、飼い主が責任をもって後始末してください。

◆注射・登録は、市内動物病院でも同一料金ですが、受診費用等は、ご確認ください。



日下部 昇氏が人権擁護委員に再任

人権擁護委員に、日下部昇氏(奥池町在住)が再任され、法務大臣から委嘱されました。任期は、平成30年3月31日までです。

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055



日下部 昇氏

都市計画道路の変更案を縦覧します

■縦覧件名 ①阪神間都市計画道路の変更(兵庫県決定)3.5.134号鉄道沿東線の変更案 ②阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定)3.5.370号駅前広場東線ほか2路線の変更案
■変更対象路線 ①県決定/鉄道沿東線②市決定/駅前広場東線・鉄道沿西線・芦屋川右岸線(右図参照) ■縦覧期間 4月17日～5月1日(平日・執務時間内) ■縦覧場所 都市計画課(①については県都市計画課(県庁1号館11階)でも縦覧できます) ■意見書 住民および利害関係人は、縦覧期間中この案について、県決定分については兵庫県宛に、市決定分については芦屋市宛に、意見書を提出することができます。意見書は個人情報を除き都市計画審議会の資料として公表されます。 ■意見書提出先 上記の縦覧場所に提出してください。



問い合わせ

①県 都市計画課 ☎078-362-4307/②市 都市計画課 ☎38-2073

南芦屋浜地区地区計画の変更原案を縦覧します

■縦覧件名 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定)南芦屋浜地区地区計画の変更原案 ■変更対象地区 南芦屋浜地区(左図参照) ■縦覧期間 4月7日～21日(平日・執務時間内) ■縦覧場所 都市計画課 ■意見書 この案について、土地に関する利害関係者は縦覧期間中に芦屋市長宛に意見書を提出することができます。意見書は個人情報を除き都市計画審議会の資料として公表されます。 ■意見書提出先 上記の縦覧場所に提出してください。



問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073

阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る説明会の開催

県では、上記の見直し案について説明会を次のとおり開催します。

■日時&会場 4月28日(火)午前10時～11時・尼崎市小田公民館/午後3時～4時・宝塚市西公民館※午前・午後は同一内容です。 ■案の閲覧 4月1日～28日・県都市計画課・市都市計画課

問い合わせ 兵庫県都市計画課 ☎078-362-3578

HPhttp://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html

芦屋市緑化事業助成金

市民・事業者等による緑化への取り組みを推進するため、市内で実施される緑化事業(生垣緑化や壁面・駐車場・屋上などの緑化)に必要な費用の2分の1(限度額10万円)を助成します。

■受付件数 先着約30件
■交付決定 審査の上、助成金の交付を決定します。
■申し込み 公園緑地課課置き票の所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、下記へ。



問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065 (〒659-8501 住所不要)

第2期 芦屋市教育振興基本計画策定委員会市民委員募集

平成28年度からの「第2期芦屋市教育振興基本計画」に市民の皆さんの意見を反映するため、市民委員を募集します。

■募集人数 1人 ■任期 5月～平成28年3月末まで(平日または土・日の昼間に1回2時間程度・全5回程度開催の予定) ■応募資格 4月1日現在、市内に住所を有する満年齢20歳以上のかた ■報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給 ■応募方法 住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入の上、「私がお考えのこれからの『教育のまち芦屋』について」をテーマとした作文(様式自由・800字以内)を添付し、4月15日(水)までに、郵送・ファクス・Eメールで下記へ ■選考方法 選考委員会で決定。結果は本人宛に通知します。※応募原稿は返却しません。

問い合わせ 教育委員会管理課
☎38-2085/☎38-2166/✉info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

芦屋市子ども・子育て会議の市民委員を募集

子ども・子育て支援に関する施策の推進について、市民の皆さんの意見を反映するため、市民委員を募集します。

■募集人数 2人以内 ■任期 5月1日～平成29年4月末まで(2年間)※原則として平日の昼間に1回2時間程度(年間4回～5回程度)の会議を開催※委員報酬の支給あり
■応募資格 市内に在住で応募時の年齢が20歳以上のかた(現在、3以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは除く) ■応募方法 「私の考える子ども・子育て支援について」をテーマとした作文(様式自由・800字程度)に、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を記入し、4月15日(水)までの平日・執務時間内に持参または郵送(4月15日必着)・ファクス・Eメールで下記へ ■選考方法 選考委員会で決定※応募原稿は返却しません。

問い合わせ 子ども政策課
☎38-2180/☎38-2190/✉info@city.ashiya.lg.jp(〒659-8501 住所不要)

「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」(素案)に関する市民意見募集結果<概要>

問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」(素案)について、いただいた市民の皆さんのご意見とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■募集期間 1月11日～2月10日 ■閲覧方法 行政情報コーナーほか ■意見者数 7人 ■意見件数 14件 ■意見の対応区分とその件数 意見を反映4件/実施にあたり考慮2件/素案に考慮済み3件/質問・意見に対する回答5件 合計14件

【「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」(素案)に関する意見の要旨と市の考え方(概要)】

◆「基本目標1「(4)『人そだち』を支える」について」
◆「〇地域に自治に向けて、人や情報などを結び合わせる役割を充実します。」とありますが、自治=自治会と考えるかともあるかと思しますので、大きく捉えて「自治」を「活動」に替えてはどうでしょうか。

◆市の考え方・回答(意見を反映) ご意見を踏まえ、「地域の自治に向けて」を「地域活動の活性化に向けて」と修正します。

《助成金等の制度の新設について》

◆「自助意識」の向上と「減災意識」の定着のために助成金等の制度を新設してはどうか。

◆市の考え方・回答(素案に考慮済み) 「自助意識」と「減災意識」については大切なものと考えています。基本目標2「(2)みんなが分かり合い、つながり合う」には「地域防災などをテーマにした総合的な交流会の開催」などをうたっており、今後これらの支援に取り組みます。

『芦屋市子ども・若者計画』の策定および市民意見募集の結果

問い合わせ 青少年育成課 ☎22-0358

【芦屋市子ども・若者計画の策定】

基本理念に基づき、重点目標ごとに具体的な取り組みを実施します。(基本理念) 人とつながり、自分らしさを見つけ、自立にむかう

(重点目標1) 豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する。

(重点目標2) 困難を有する子ども・若者とその家族を支援する。

(重点目標3) 子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する。

【市民意見募集の結果について】

芦屋市子ども・若者計画【中間まとめ】について、2人のかたから5つのご意見をいただきました。主なご意見の要旨と市の考え方については、次のとおりです。

◆子ども・若者の居場所について:ご意見の要旨 子ども・若者が自由に入出入りできる居場所、また不登校の子どもが自由に入出入りできる居心地のよい居場所を確保して欲しい。

◆市の考え方:回答 本計画で居場所づくりに関する個別事業を8つあげており、誰もが利用しやすい居場所の確保につとめてまいります。また、困難な状況にある子ども・若者やその家族が交流し成長しあえる場所の整備を行っていくこととしています。

※計画書および概要版の詳細、他のご意見の詳細は、市ホームページでご覧いただけます。

第7次芦屋市すこやか長寿プラン21(中間まとめ案) 市民意見募集結果

(第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画) 平成26年12月25日～平成27年1月24日の間、意見募集を行いました。ご意見等はございませんでした。

問い合わせ 高齢福祉課 ☎38-2044/介護保険課 ☎38-2024